「広島県立自然公園条例」改正案の概要について

1 要旨・目的

自然公園法(昭和32年法律第161号)が令和4年4月1日付けで施行されたため,広島県立自然公園条例(昭和34年条例第41号。以下「県条例」という。)を改正する。

2 現状・背景

優れた自然の風景地である国立・国定公園において、自然を生かしながら自然体験活動や上質な街並みづくりを図るとともに、餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化するため、自然公園法等が改正された。

このため、県立自然公園においても、同様の規定を定めることとし、条例改正を行う。

3 県条例改正の概要

(1) 自然体験活動促進計画に関する手続の新設

市町や事業者等で構成される協議会が、自然体験活動の促進を図る計画(自然体験活動促進計画)を策定し、県知事の認定を受けた場合に、実施に係る許認可手続を簡素化。

(2) 利用拠点整備改善計画に関する手続の新設

市町や旅館事業者等からなる協議会が自然と調和した街並みづくりを図る計画(利用拠点整備改善計画)を策定し、県知事の認定を受けた場合に、実施に係る許認可手続を簡素化。

(3) 県立自然公園における利用規制の強化

特別地域における野生動物の餌付け等の行為に対する規制の創設や、違法伐採等の禁止行為に係る罰則強化。

(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円未満の罰金に引上げ)

(4) その他

- ①公園事業を行う者の地位承継の手続を新設
- ②土地所有者に代わり区域内の自然の風景地の管理を行うことができる民間団体の要件 緩和
- ③県立自然公園の利用の増進のための県の責務規定を追加

4 スケジュール

令和4年5~7月 パブリックコメント実施及び罰則強化に係る関係機関との協議

令和4年9月 議案提出

令和5年1月 県条例施行